

身体障害者手帳の診断書を作成する医師の取消基準

下記のいずれかに該当する者について指定医師の指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 医師法第2条に定める医師の免許を取り消された者
- (2) 精神病患者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- (3) 罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 医師としての品位を損するような行為のあった者
- (5) 上記以外で、医事に関し犯罪又は不正の行為があった者